

公立大学法人新潟県立大学における研究費等に関する コンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

統括管理責任者決定
令和5年1月24日

新潟県立大学における研究費等の不正使用防止対策に関する基本方針（平成27年11月24日学長決定）第8に基づき、公立大学法人新潟県立大学における研究費等に係るコンプライアンス教育及び啓発活動の具体的な計画を以下のとおり策定し、この実施計画によりコンプライアンス教育及び啓発活動を実施する。

【コンプライアンス教育】

対 象：所属する全ての教員及び研究費等の運営・管理に関わる職員

目 的：自身が取り扱う研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させること

頻 度：年1回の受講

方 法：対面又はオンラインでの研修・説明会、eラーニングによる学習等

【啓発活動】

対 象：全ての教職員及び研究費等により謝金や旅費等の支給を受ける学生

目 的：不正を未然に防止する観点から、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ること

頻 度：四半期ごとにコンプライアンス推進責任者は、各部局に向けて実施

研究費等により謝金や旅費等の支給を受ける学生に対しては、随時実施

方 法：既存の会議等を通じた意識啓発、ホームページやメール等による情報共有、ポスターの掲示等

啓発活動は、コンプライアンス教育と併用・補完し、不正防止計画や内部監査の結果、実際に発生した不正事案（他機関の事案も含む。）及び不正発生要因等に関する検討と認識の共有を図ることとし、また、コンプライアンス教育で知識を習得し、啓発活動により頻繁に意識の向上と維持・浸透を相互補完しながら、より効率的・効果的に不正を起こさせない組織風土の形成を図ることが重要であり、随時柔軟に見直しながら実施する必要がある。